

別添

(総則)

第1条 受託者は、別冊の仕様書及び図面に基づき、頭書の業務委託料をもって、頭書の履行期間内に、委託業務を完了しなければならない。

2 前項の仕様書及び図面に明示されていない事項については、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第2条 受託者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、委託者の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第3条 受託者は、委託業務の処理を一括して他に委託してはならない。ただし、委託者の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

(業務内容の変更等)

第4条 委託者は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期限を変更する必要があるときは、委託者と受託者とが協議してこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、受託者が損害を受けたときは、委託者は、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償額は、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

(履行期限の延長)

第5条 受託者は、天災地変その他自己の責めに帰することのできない事由により履行期限までに委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、遅滞なくその事由を付して、委託者に対して履行期限の延長を求めることができる。この場合において、その延長日数は、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

(事情変更による業務委託料の変更)

第6条 この契約締結時において予想することのできない社会経済情勢その他の情勢の変化により物価又は賃金に著しい変動を生じ、そのため業務委託料の額が著しく不相当であると認められるときは、委託者と受託者とが協議して業務委託料の額を変更することができる。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

第7条 委託業務の処理に関し、発生した事故に関する損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は、受託者が負担するものとする。ただし、その損害の発生が委託者の責めに帰すべき事由による場合においては、この限りでない。

(検査及び引渡し)

第8条 受託者は、委託業務を終了したときは、遅滞なく、委託者に対して委託業務終了届を提出しなければならない。

2 委託者は、前項の委託業務終了届を受理したときは、その日から10日以内に、受託者又はその代理人の立会いのもとに、委託業務の完了を確認するための検査をしなければならない。ただし、受託者又はその代理人が立ち会わないときは、欠席のまま検査できる。この場合において、受託者は、検査の結果について異議を申し立てることができない。

3 受託者は、前項の検査の結果不合格となり、補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。

4 第1項及び第2項の規定は、前項の補正の終了及び再検査の場合に準用する。

5 受託者は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく、委託業務に係る目的物を委託者に引き渡すものとする。

(契約不適合責任)

第9条 委託者は、前条第5項（第12条第2項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により引き渡された目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下この条において「契約不適合」という。）であるときは、受託者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

この場合において、受託者は、委託者に不相当な負担を課するものでないときは、委託者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

2 前項の場合において、委託者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、委託者は、その不適合の程度に応じて業務委託料の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに業務委託料の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 受託者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、委託者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

3 委託者は、前条第5項の規定による引渡しを受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由として、履行の追完の請求、損害賠償の請求、業務委託料の減額の請求又は契約の解除をすることができない。

(業務委託料の支払)

第10条 受託者は、第8条第2項及び第3項の規定による検査及び再検査の合格の通知を受けたときは、委託者に対し業務委託料の支払を書面により請求するものとする。

2 委託者は、前項の書面を受理したときは、その日から30日以内に業務委託料を支払うものとする。

(前払金)

第11条 この契約による業務委託料の前払金の支払については、第11条の4に定めるものとし第11条の2、第11条の3及び第23条の規定は適用しない。

第11条の2 受託者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社と、契約書記載の業務完了の時期を保証期限とする同条第5項に規定する保証契約を締結し、その保証証書を委託者に寄託して、業務委託料の10分の3以内の前払金の支払を委託者に請求することができる。

2 受託者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であつて、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受託者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

3 委託者は、第1項の規定による請求があつたときは、請求を受けた日から14日以内に前払金の支払をしなければならない。

第11条の3 受託者は、連帯保証人を立てた上、委託者に対して業務委託料の10分の3以内の前払金の支払を委託者に請求することができる。

2 前項の保証人は、受託者の債務不履行の場合の遅延利息その他の損害金の支払を保証しなければならない。

第11条の4 受託者は、委託者に対して前払金の支払を請求することができない。

(一部完了部分の引渡し)

第12条 委託業務の一部が終了し、かつ、可分であるときは、委託者は当該部分の引渡しを、受託者は当該部分に相応する業務委託料の額（以下「一部完了額」という。）を請求することができる。

2 前項の場合においては、第8条及び第10条の規定を準用する。

3 受託者が前払金を受けている場合において、第1項の規定により請求することができる額は、前払金額に前項の規定により準用する第8条第2項及び第3項の規定による検査に合格した完了部分の業務全体に対する割合を乗じて得た金額を第1項の額から減じたものとする。

請求額＝一部完了額－{前払金額×(一部完了額/業務委託料の額)}

(業務遅延に対する遅延利息)

第13条 受託者がその責めに帰すべき事由により履行期限内に委託業務を完了しない場合は、受託者は、委託者に対して遅延利息を支払わなければならない。

2 前項の遅延利息の額は、履行期限の翌日から委託業務を完了した日までの日数に応じ、業務委託料の額（委託業務が可分のものであるときは、業務委託料の額から一部完了額を控除した額（その額が100円未満であるときはその額を、その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てる。））に対して年3.0パーセントの割合で計算した額（その額が100円未満であるときはその額を、その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てる。）とする。

（支払遅延に対する遅延利息）

第14条 委託者がその責めに帰すべき事由により第10条第2項に規定する期間内に業務委託料の全部又は一部を支払わない場合は、委託者は、受託者に対して遅延利息を支払うものとする。

2 前項の遅延利息の額は、支払期限の翌日から支払を完了する日までの日数に応じ、未支払業務委託料の額に対して年3.0パーセントの割合で計算した額とする。

（委託者の任意解除権）

第15条 委託者は、業務が完了するまでの間は、次条又は第17条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合において、受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（委託者の催告による解除権）

第16条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) 履行期間内に完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) 正当な理由なく、第9条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

（委託者の催告によらない解除権）

第17条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (2) 受託者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (4) 契約の目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (6) 第19条又は第20条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

（委託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第18条 第16条各号又は前条各号に定める場合が委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（受託者の催告による解除権）

第19条 受託者は、委託者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受託者の催告によらない解除権）

第20条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除すること

ができる。

- (1) 第4条の規定により委託業務の内容を変更したため業務委託料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第4条の規定による委託業務の中止期間が履行期間の10分の5（履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

（受託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第21条 第19条又は前条各号に定める場合が受託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受託者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除の効果）

第22条 この契約が解除された場合には、この契約に基づく委託者及び受託者の義務は消滅する。ただし、第12条に規定する一部完了部分の引渡しについては、この限りでない。

- 2 委託者は、前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前に解除された場合において、受託者が既に業務を完了した部分（第12条の規定により一部完了部分の引渡しを受けている場合には、当該引渡部分を除くものとする。以下この条及び次条において「既履行部分」という。）の引渡しを受ける必要があると認めるときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、委託者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する業務委託料（以下この条及び次条において「既履行部分委託料」という。）を受託者に支払わなければならない。この場合において、既履行部分委託料は、委託者と受託者とが協議して定める。

（解除に伴う措置）

第23条 この契約が業務の完了前に解除された場合において、第11条の規定による前払金があったときは、受託者は、第16条又は第17条の規定による解除にあつては当該前払金の額（第12条の規定により一部完了部分の引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額）に当該前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じて年3.0パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、第15条、第19条又は第20条の規定による解除にあつては当該前払金の額を委託者に返還しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前に解除され、かつ、前条第2項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第11条の規定による前払金があったときは、委託者は、当該前払金（第12条の規定により一部完了部分の引渡しがあった場合は、その引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）を前条第2項の規定により定められた既履行部分委託料から控除する。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、受託者は、第16条又は第17条の規定による解除にあつては当該余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じて年3.0パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、第15条、第19条又は第20条の規定による解除にあつては当該余剰額を委託者に返還しなければならない。
- 3 業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生ずる事項の処理については、委託者及び受託者が民法（明治29年法律第89号）の規定に従って協議して定める。

（秘密の保持）

第24条 受託者は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

- 2 受託者は、委託業務の処理上知り得た秘密が個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。）であるときは、別記「個人情報取扱特記事項」に従い、その取扱いを適正に行わなければならない。

（委託業務の調査等）

第25条 委託者は、必要と認めるときは、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

（契約に関する紛争等の解決）

第26条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関する紛争については、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

別記（第24条関係）

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 受託者は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第2 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 受託者は、この業務に従事している者に対して、在職中又は退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

（保有の制限等）

第3 受託者は、この契約による業務を行うために個人情報を保有するときは、その業務の目的を明確にするとともに、業務の目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 受託者は、この契約による業務を処理するために本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、業務の目的を明示しなければならない。

（適正管理）

第4 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（利用及び提供の制限）

第5 受託者は、委託者の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

（複写又は複製の禁止）

第6 受託者は、委託者の承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために委託者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（再委託の禁止）

第7 受託者は、委託者の承認があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

（資料等の返還）

第8 受託者は、この契約による業務を処理するために委託者から引き渡され、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（事故報告）

第9 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

（実地調査）

第10 委託者は、受託者がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報の状況について、随時実地に調査することができる。

（指示）

第11 委託者は、受託者がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不相当と認められるときは、受託者に対して必要な指示を行うことができる。

（契約解除及び損害賠償）

第12 委託者は、受託者がこの個人情報取扱特記事項の内容に違反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償を請求することができる。

注 業務の実態に則して適宜必要な事項を追加し、又は不要な事項を省略して差し支えないものとする。